社会福祉法人　さかえ福祉会

| 実施年度 | 監査区分 | 文書指摘の内容 | 改善状況の内容 | 実施年月 |
|---|---|---|---|---|
| 5 | 実地 | 社会福祉事業の用に供する不動産を個人から借用している。借用の契約は締結しているが、利用権に関する登記がなされていない。社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。<br><br>【審査基準　第２ー１ー（１）】 | 借地の地上権、借地権については、３０年の土地賃貸借契約書を交わし安定的な事業の継続性の確保を図っている為、登記は行っていません。 | R5.12 |
| 5 | 実地 | 理事会を連続して欠席した理事がいた。理事会は業務執行の決定など法人の運営において重要な役割を担うものであるから、日程調整を行うなど理事会への出席を促すよう配慮すること。<br><br>【審査基準　第３ー１ー（３）、ガイドライン　Ｉー４ー（３）ー１】 | 理事会開催の連絡を１か月以上前には知らせるようにしているが高齢の方だったので、入院や体調不良が続き連続して欠席された。今後、理事会への出席ができないとの事で理事を辞退された。 | R5.12 |
| 5 | 実地 | 評議員会は法人運営に係る重要事項の議決機関であるが、評議員会を連続して欠席した評議員がいた。ついては、日程調整を行うなど評議員会への出席を促すよう配慮すること。<br><br>【審査基準　第３ー１ー（３）、ガイドライン　Ｉー３ー（１）ー２】 | 今後は、早目に日程調整を行い、必ず全ての評議員が出席できるよう配慮します。 | R5.12 |
| 5 | 実地 | 金融機関から多額の借財が行われている。令和２年５月１５日の理事会で多額の借財をすることの決議を得ているとのことだが、理事会の議事録には、「出席理事数（委任状による者を含む）６名」と記載してある。理事会の決議に際して、理事の議決権を委任することはできない。よって理事会において多額の借財を受けることについて適正な決議を得ること。<br><br>【法第４５条の１３第４項第２号、法第４５の１４第４項】 | 次回(3月)の理事会で改めてきちんと説明し、全理事より適正な決議を得て、理事会の議事録に記載する。 | R5.12 |
| 5 | 実地 | 理事から運転資金を借入しているが、理事会の決議を得ていない。理事から多額の借財をするときは、理事会の決議を得たうえで行うこと。<br><br>【法第４５条の１３第４項第２号】 | 次回(3月)の理事会で改めてきちんと説明し、全理事より適正な決議を得て、理事会の議事録に記載する。 | R5.12 |
| 6 | 未実施 | ー | ー | ー |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 7 | 未実施 | ― | ― | ― |

「実地」・・・実地による監査を実施
「書面」・・・書面による監査を実施
「未実施」・・・監査の周期（3～5年に1回実施）に該当しない年度
「延期」・・・特別な事情により延期した場合
「中止」・・・災害等により延期